

# 財分野の生産物分類の把握について

※財分野：製造業、卸売業、小売業、建設業、農林漁業、鉱業

令和5年8月4日

総務省統計局

経済産業省大臣官房調査統計グループ





## 〔検討の流れ・ポイント〕

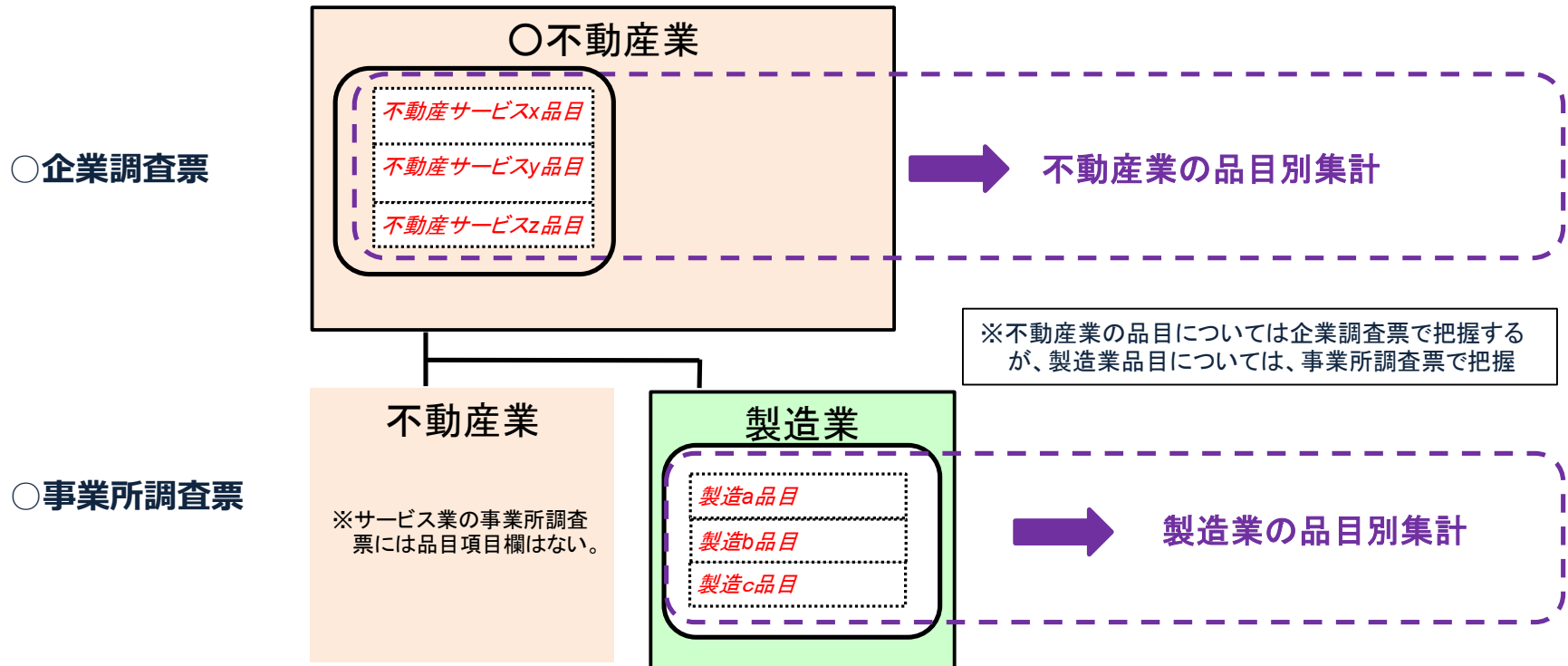
- ・ 生産物分類の把握は、国民経済計算、SUT推計等の精度向上に資する目的で導入
- ・ 財分野については、従来より幅広く利活用されている品目も多いことから特に利活用が多く見られる製造業について検討し、その他の産業については、製造業における対応に準じた措置を行う。
- ・ 令和3年経済センサス-活動調査の品目分類（製造業）（以下「製造業品目」という。）は、生産工程等に着目した産業分類をベースに作成しており、これを用途・質の違いに着目した生産物分類ベースのものに変更することに当たっては、一義的に概念変更が生じることになるが、利活用（SNA等）を踏まえ、製造業品目との接続性に配慮した取組を行うこととする。  
（具体的には、実施者において、可能な限り製造業品目とのコンバータを作成）
- ・ 上記検討に当たっては、報告者負担、利活用の状況、代替情報の有無等を整理した上で、簡素化等の観点でも、引き続き検討

# 財分野の生産物分類の把握について

## 〔把握方法・把握単位〕

- 品目別の「製造品出荷額」等における品目分類表へ適用することを基本として検討 ※卸売業・小売業においては「年間商品販売額等」の品目を想定
- 財分野の品目については、利活用上（地方消費税の精算基準、地場産業振興など）、地方別の利用が多く想定されることから、事業所単位での把握を基本として検討

【例 不動産業の企業が不動産業事業所、製造業事業所を保有】



# 製造業における品目分類について（生産物分類との関係）

- ・ 製造業における生産物分類は、旧工業統計調査、生産動態統計調査の品目に配慮されているものの、現行の製造業品目と生産物分類（詳細分類）を内容例示をもとに比較すると、一定数の品目で接続がとれない状況

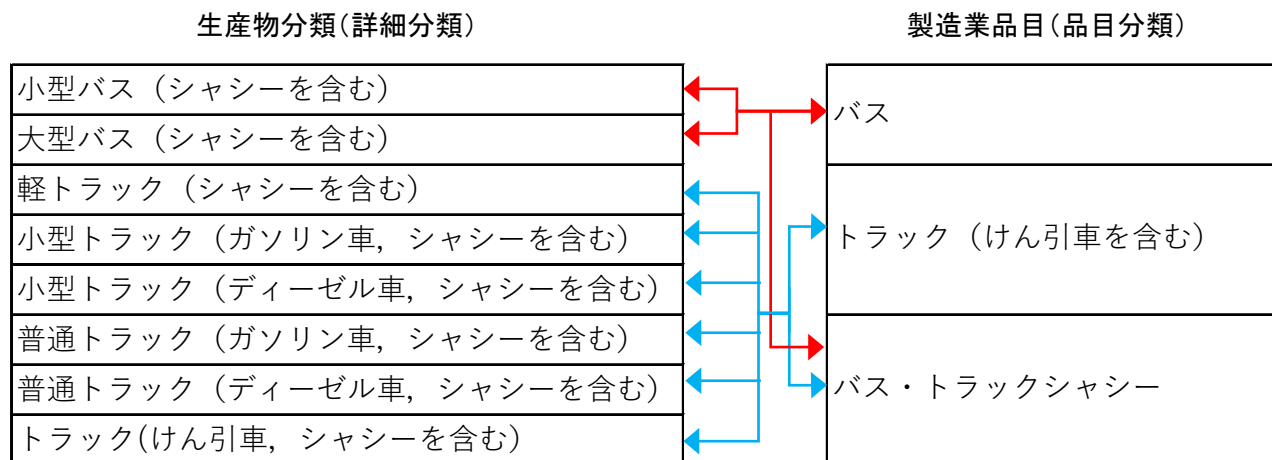
< 整合がとれないものの例 >

- ・ 生産物分類と製造業品目の関係が多対多の関係になっているもの  
 生産物分類（詳細分類） 133品目 製造業品目100品目（R3出荷額約22兆円、合計266兆円の8%）

（主なもの）

印刷（約35,600億円）、医薬品（約77,600億円）、プラスチックフィルム（約15,700億円）、戸棚・宗教用具（約8,300億円）、電線・ケーブル（約9,800億円）、電気照明（約9,200億円）、自動車（約25,600億円）

## ○自動車



# 製造業における品目分類について（生産物分類適用に当たっての影響）

## 〔現行の品目分類〕

- ・日本標準産業分類における**細分類**と整合  
→製造業における統計表の産業細分類（547分類）格付に使用（機械格付）
- ・製造業品目の数は、2387品目（うち製造品 1830品目、賃加工 557品目）  
※製造業における生産物分類 統合分類551品目、詳細分類2221品目



・生産物分類は、概ね産業小分類と接続可能  
 ・一方で、生産物分類では産業小分類と接続できない品目（一部）が存在するため、一律の機械格付は困難  
 （※機械格付とは、品目を分類ごとに積み上げて、その多寡で産業格付を行うもの）

生産物分類と産業小分類の接続例

生産物分類		産業小分類	
暫定分類コード	分類項目名	分類番号	分類名
26110300	1 農業用機械（農業用器具を除く）	261	農業用機械器具製造業
26210300	1 建設機械、鉱山機械	262	建設機械・鉱山機械製造業
21210300	1 セメント	212	セメント・同製品製造業
21220300	1 生コンクリート		
21230300	1 コンクリート製品		
21299900	1 その他のセメント製品		
11100300	9 ねん糸、かさ高加工糸	111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
11110300	9 生糸		
11120300	1 化学繊維（ナイロン繊維、ビニロン繊維）		
11120600	9 化学繊維（ナイロン繊維、ビニロン繊維を除く）		
11140300	9 綿紡績糸		
11150300	9 化学繊維紡績糸		
11160300	9 毛紡績糸		
11199900	9 その他の紡績糸		
11130300	1 炭素繊維		

生産物分類からの機械格付が困難な例

生産物分類		産業小分類	
暫定分類コード	分類項目名	分類番号	分類名
13100906	9 棚、戸棚	131	家具製造業
		139	その他の家具・装備品製造業
		327	漆器製造業
13210303	9 宗教用具	132	宗教用具製造業
		214	陶磁器・同関連製品
		321	貴金属・宝石製品製造業
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連製品製造業（貴金属・宝石製を除く）
		327	漆器製造業
20411503	2 子供用靴、サンダル	129	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
		192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
		204	革製履物製造業
21900399	2 その他の台所用品、食卓用品	189	その他のプラスチック製品製造業
		211	ガラス・同製品製造業
		219	その他の窯業・土石製品製造業
		245	金属素形材製品製造業
		327	漆器製造業

# 製造業における生産物分類適用に当たっての考え方

## 〔基本的考え方〕

- 令和8年調査では、生産物分類の導入の目的を踏まえ、国民経済計算、SUT推計等の利活用を詳細に把握した上で、必要な粒度の品目を検討。その際、地方公共団体等の意見を踏まえ、調査の持続可能性の観点から、可能な限り簡素化を検討
- また、製造業品目の変更に伴う機械格付が困難になる状況を踏まえ、統計表における産業分類は、サービス分野と同様に、産業小分類を基本とし、産業細分類表章の必要性が認められる産業のみ個別に措置

### （賃加工について）

- ・ 生産物では賃加工は製造工程の一部を行う「加工サービス」として存在。従来の製造業品目における、原材料を支給されて生産を行う賃加工は、最終的に生産されるものが同じなので、生産物分類上では分けられていない。
- ・ 基本的に生産物分類ベースの把握となるため、製造業品目における賃加工は、製品に組み込む処理が考えられるが、利活用の状況を詳細に把握し、取扱いを次回以降の研究会で検討